

複写



許可番号第 6620032563 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府吹田市江坂町三丁目48番51号

氏名 株式会社マルサン

代表取締役 塩見 頼彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 橋下 徹



許可の年月日 平成26年9月2日

許可の有効年月日 平成31年9月1日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：選別

産業廃棄物の種類：

1.廃プラスチック類 4.繊維くず 7.ガラスくず

2.紙くず 5.ゴムくず 8.がれき類

3.木くず 6.金属くず

石綿含有産業廃棄物を除く 以上 8 種類

処分の方法：破碎

産業廃棄物の種類：

1.動植物性残さ 2.ガラスくず 3.がれき類

石綿含有産業廃棄物を除く 以上 3 種類

処分の方法：分離

産業廃棄物の種類：

1.汚泥(油泥に限る) 2.廃油

石綿含有産業廃棄物を除く 以上 2 種類

処分の方法：減容固化

産業廃棄物の種類：

1.汚泥(製紙汚泥に限る) 4.木くず 7.ゴムくず

2.廃プラスチック類 5.繊維くず

3.紙くず 6.動植物性残さ(植物性残さに限る)

石綿含有産業廃棄物を除く 以上 7 種類

処分の方法：減圧濃縮

産業廃棄物の種類：

1.汚泥 2.廃酸 3.廃アルカリ

石綿含有産業廃棄物を除く 以上 3 種類

処分の方法：生物処理

産業廃棄物の種類：

1.動植物性残さ

石綿含有産業廃棄物を除く 以上 1 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：①選別施設 ②減容固化施設 ③破碎施設 ④破碎施設 ⑤減圧濃縮施設
⑥分離施設 ⑦生物処理施設

(2) 設置場所：大阪市此花区北港2丁目1番67号

(3) 設置年月日：平成26年5月31日

(4) 処理能力：①213m³/日 ②10.1t/日 ③9.6t/日 ④12t/日 ⑤10m³/日 ⑥1.3m³/日 ⑦4t/日

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年9月2日 当初許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無